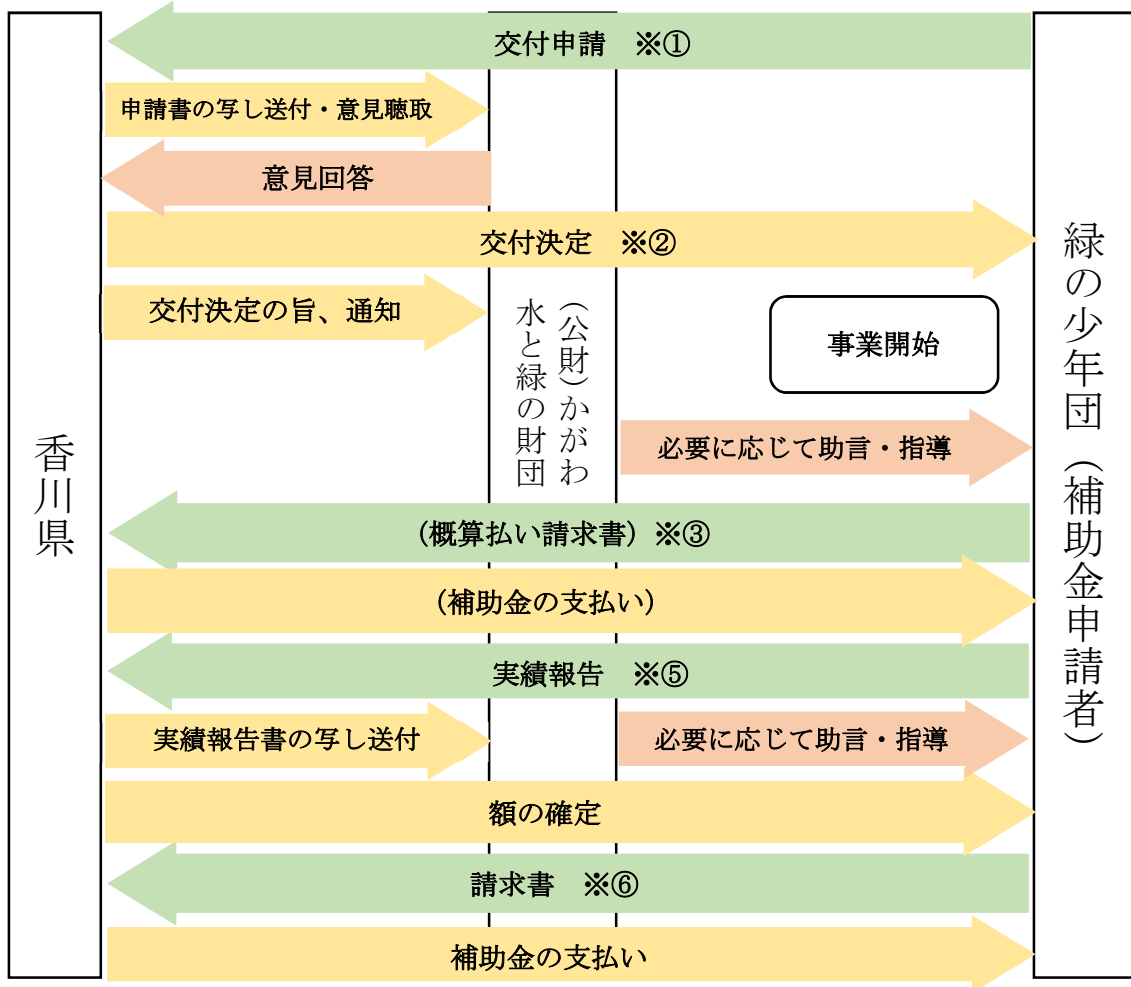


緑の少年団育成強化事業補助金交付手続きの流れ



①補助金交付申請書（知事宛）を作成し、香川県庁森林・林業政策課に提出してください。

②県から交付決定通知書が届いたら事業を開始してください。

注意：交付決定前に物品を購入するなどしないでください。補助できない場合があります。

③資金が乏しく、県から事前に支払いを受けなければ活動の実施に支障をきたす場合は、概算払い請求をすることができます。

④事業内容に変更が生じた場合は、あらかじめ県に変更交付申請書を提出してください。

⑤事業が終了したら実績報告書（知事宛）を作成し、香川県庁森林・林業政策課に提出してください。

⑥県から額の確定通知の文書が届いたら、請求書を提出してください。

◇令和6年度事業からの変更点

補助金交付申請書や実績報告書は、（公財）かがわ水と緑の財団経由ではなく、県に直接提出してください。県から財団に、交付申請書および実績報告書の写しを送付し、財団は必要に応じて、助言・指導を行います。